

○ 財務省告示第 116 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 8 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 2 年 5 月 11 日

財務大臣 麻生 太郎

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | 名称及び記号                                      | 利付国庫債券（30 年）（第 66 回）   |
| 2 | 発行の根拠法律<br>及びその条項                           | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条<br>第 1 項並びに特別会計に関する法律<br>（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項<br>及び第 62 条第 1 項   |
| 3 | 振替法の適用等                                     | 社債、株式等の振替に関する法律（平<br>成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」<br>という。）の規定の適用を受けるもの<br>とし、その振替機関は日本銀行とする。   |
| 4 | 発行方法  | 価格を競争に付して行われる入札（以<br>下「価格競争入札」という。）による発<br>行（以下「価格競争入札発行」という。）<br>及び価格競争入札と同時に行われる入<br>札であって、財務大臣が各国債市場特<br>別参加者ごとに応募限度額を定めるも<br>のによる発行（以下「国債市場特別参<br>加者・第 I 非価格競争入札発行」とい<br>う。） |
| 5 | 募入決定の方法                                     |  |
|   | (1) 価格競争入<br>札発行                            | 各申込みのうち応募価格の高いものか<br>らその応募額を順次割り当てる。   |
|   | (2) 国債市場特<br>別参加者・<br>第 I 非価格<br>競争入札発<br>行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度<br>額の範囲内において各申込みの応募額<br>を割り当てる。  |
| 6 | 発行額   |  |

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| (1) 価格競争入札発行                | 額面金額で 572,200,000,000 円<br>うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 476,791,550,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 90,372,700,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 5,035,750,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 | 財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 127,500,000,000 円   |
| 7 払込金額                      |  |
| (1) 価格競争入札発行                | 568,136,100,000 円  |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 | 126,594,750,000 円  |
| 8 最低額面金額                    | 50,000 円   |
| 9 振替単位                      | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。  |
| 10 発行日                      | 令和 2 年 4 月 8 日   |
| 11 発行価格                     |  |
| (1) 価格競争入札発行                | 額面金額 100 円につき 98 円 90 銭以上のそれぞれの応募価格  |
| (2) 国債市場特別参加者・              | 額面金額 100 円につき 99 円 29 銭  |

第 I 非価格  
競争入札発  
行

- 12 利率 年 0.4%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。
- $$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{19}{365}$$
- 14 初期利子 令和 2 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。)
- $$\text{額面金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 第 2 期以後の利子 毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限 令和 32 年 3 月 20 日
- 17 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和 2 年 4 月 8 日